国民健康保険制度のお知らせ

納税通知書を送付

内の納付をお願いします。 発送します。納付書・□座振替 による納付は年8回です。納期 税)の納税通知書を7月上旬に 国民健康保険税(以下、保険

退する場合は月割で計算)。 とおりです(年度途中で加入・脱 分の保険税から、課税限度額が 税制改正に伴い、平成30年度 なお、保険税の計算は表1の

保険税のお知らせは世帯主 部引き上げられました。

社会保険などに加入していて 健康保険(以下、国保)ではなく も、世帯員が国保に加入してい です。そのため、世帯主が国民 主宛てに送付します。 れば、保険税のお知らせは世帯 保険税の納税義務者は世帯主

便利で確実な口座振替のご 利用を

は市役所納税課で、振替を希望 のない便利で確実な口座振替を し利用ください。 市税等収納取扱金融機関また 保険税の納付には、納め忘れ

> きしてください する納期限の45日前までに手続

表2のとおり、世帯主の老齢基 |年金受給額からの差し引き 次のすべてに該当する方は

座振替での納付も可)。 *国保に加入している世帯主及 を差し引きます(申請により口 礎年金などの受給額から保険税 び世帯員全員が65~74歳

* 差し引きの対象となる年金の 受給額が年額18万円以上

*介護保険料と保険税の合計額

社会保険から後期高齢者医 養者の保険税を減免 療制度に移行した方の被扶 が年金受給額の2分の1以下

険係へ申請してください。 合、均等割額が半額となり、所 が後期高齢者医療制度に移行し 免措置を受けるには、市役所保 たことに伴い、65歳以上の被扶 得割額は全額免除されます。減 養者が新たに国保に加入した場 会社の保険に加入していた方

非自発的失業者の保険税を

会社の都合などにより65歳未

ら翌年度末までです。 間は、離職した日の翌日の月か 34の方は、保険税を計算すると きの給与所得が70%減額されま 保険証を持って、市役所保険係 す。雇用保険受給資格者証と、 る番号が、1、2、1~3、3~ 、申請してください。軽減の期

所得金額による軽減

等割額が表3のとおり軽減され 保険税から、一部拡大されまし ます。申請の必要はありません。 所得が一定金額以下の世帯は、均 税制改正に伴い、30年度分の 被保険者全員と世帯主の合計

|子どもの均等割額を軽減 (昭島市独自の軽減)

ありません。 9割軽減します。申請の必要は 額に、3人目以降の均等割額を のうち、2人目の均等割額を半 国保に加入する18歳以下の方

額が昭島市独自の軽減よりも少 の対象となる世帯は、所得金額 ない場合は、差額を軽減します。 による軽減を優先し、その軽減 なお、18歳とは、18歳に達する

> 間にある方のことをいいます。 新しい高齢受給者証を送付

日以降の最初の3月31日までの

者証の離職理由に記載されてい

満で離職し、雇用保険受給資格

現在交付している高齢受給者

7月下旬からです。

加入や脱退は届け出を

証の有効期限は7月31日です。

あいぽっくのいずれかへ返却し は、市役所保険係、東部出張所 再判定し、8月から使用できる てください。 す。有効期限の過ぎた受給者証 受給者証を7月下旬に送付しま 前年の収入により負担割合を

です。8月以降も利用を希望す 認定証の有効期限は7月31日

限度額適用認定証と減額認

定証の更新

☆詳しくは、保険係へ。 やめる手続きをしてください。 日から14日以内に市役所保険係 加入したときは、変更のあった めることになります。 続きが遅れた場合は、遡って納 分から納めていただきます。手 月からではなく、資格を得た月 、資格喪失届を提出し、国保を また、会社などの健康保険に

1世帯当たりの保険税の計算(年額) 表1 後期高齢者

ただし、所得金額による軽減

	福 沙貫分	文 振 壶 分	納刊金分
所得割 (29年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割(国保加入者 1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	58万円	19万円	16万円
※介護納付金分は、 ※赤字部分が、税制			

表2	年金	受給額からの差し引き	
仮	4月	20年中の毛須が空中する十万は、20年中の	
徴収	6月	29年中の所得が確定するまでは、28年中の所得が確定するまでは、28年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。	
	8月	が時で収昇延びた体操化を座び引きより。	
本徴収	10月	29年中の所得が確定した後は、年間保険税	
	12月	額から仮徴収分を除いた額を3回に分け	
	2月	差し引きます。	

表3 所得による均等割額の軽減				
	軽減割合	合計所得金額		
	フ割	33万円以下		
	5割	33万円+(27万5000円×被保険者数)以下		
	2割	33万円+(<mark>50万円</mark> ×被保険者数)以下		

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

市役

る方、新たに必要な方は、